

住宅リフォーム促進事業のお知らせ

都城市では、住宅リフォーム促進事業を実施します
住宅リフォーム工事における工事費の10%（上限10万円）を
補助するものです。

ポイント

補助を受ける為には、**事業着手の1ヶ月前まで**
に申請し、現地確認を受ける必要があります。
事業着手…着工だけでなく代金の支払い等を含む

【手続きの流れ】

配布場所または市ホームページから申請書入手

事業着手の1ヶ月前までに市に申請書を提出
【申込期限：令和6年1月31日】
※依頼している施工業者の登録がない場合、登録が必要

着工前現地確認を受ける → 補助金の決定を受ける

リフォーム工事を登録事業者へ依頼、着工
※工事内容に変更が生じた場合、必ず事前に連絡ください

事業が終わったら原則1ヶ月以内に市に報告書を提出
【最終提出期限：令和6年3月8日】

工事完了後現地確認を受ける

補助金を受け取る（口座振込）

問合せ先 都城市商工政策課
電話：0986-23-2983

